

岩手県医療局管理規程第5号

医療局代決専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

岩手県医療局長 小原重幸

医療局代決専決規程の一部を改正する規程

医療局代決専決規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | | | | 改正後 | | | |
|---|---|--|-------|---|---|--|-------|
| (代決) 第3条 決裁権者が不在のときは、次の各号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決し、決裁権者、第1順位者及び第2順位者が不在のときは、当該区分に従い第3順位者が代決する。 | | | | (代決) 第3条 決裁権者が不在のときは、次の各号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決し、決裁権者、第1順位者及び第2順位者が不在のときは、当該区分に従い第3順位者が代決する。 | | | |
| (1) 本庁における代決 | | | | (1) 本庁における代決 | | | |
| 決裁権者 | 代決権者 | | | 決裁権者 | 代決権者 | | |
| | 第1順位者 | 第2順位者 | 第3順位者 | | 第1順位者 | 第2順位者 | 第3順位者 |
| [略] | | | | [略] | | | |
| 医師支援推進室長 | 医師支援推進監 | | | 医師支援推進室長 | 医師支援推進監又は特命参事 | | |
| 総括課長 | 担当課長（薬事指導監、診療放射線指導監、臨床検査指導監、リハビリテーション指導監、看護指導監及び栄養指導監を含む。2以上の担当課長を置く課にあつては、当該事務を担当する担当課長）又は特命課長 | 2以上の担当課長又は特命課長を置く課にあつては、総括課長がある順位による他の担当課長又は特命課長 | | 総括課長 | 特命参事、技術特命参事、担当課長（薬事指導監、診療放射線指導監、臨床検査指導監、リハビリテーション指導監、看護指導監及び栄養指導監を含む。2以上の担当課長を置く課にあつては、当該事務を担当する担当課長）又は特命課長 | 2以上の特命参事、技術特命参事、担当課長又は特命課長を置く課にあつては、総括課長がある順位による他の特命参事、技術特命参事、担当課長又は特命課長 | |
| 医師支援推進監 | 医師支援推進担当課長 | | | 医師支援推進監 | 医師支援推進担当課長又は | | |

| | |
|--------------------|-----|
| 担当課長 又は特命 課長 | [略] |
|--------------------|-----|

(2)・(3) [略]

(総括課長等共通専決事項)

第7条 本庁の総括課長及び医師支援推進監の専決できる事項は、次のとおりとする。ただし、医師支援推進監にあつては、第4号及び第5号に掲げる事項のうち特命参事及び企画指導監に係るものを除く。

(1)～(16) [略]

(担当課長等共通専決事項)

第7条の3 本庁の担当課長及び特命課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(12) [略]

(室長、総括課長及び担当課長等の専決事項)

第8条 経営管理課の分掌事務につき、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

総務担当課長専決事項

(1)・(2) [略]

(3) 庁内の消耗備品、燃料及び消耗品の購入に関すること。

(4)～(8) [略]

[略]

2 職員課の分掌事務につき、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

人事研修担当課長専決事項

(1)～(5) [略]

(6) 職員の営利企業等の従事制限に関すること。

(7) [略]

[略]

3～5 [略]

(病院の長の専決事項)

第9条 病院の長が専決できる事項は、次に掲げるとおりとする

| | | | |
|-----------------------------|--------------------------|--|--|
| | 特命課長 | | |
| 特命参事 、担当課 長又は特 命課長 | [略] | | |
| 技術特命 参事 | 総括課長があ らかじめ指定 する職員 | | |

(2)・(3) [略]

(総括課長等共通専決事項)

第7条 本庁の総括課長及び医師支援推進監の専決できる事項は、次のとおりとする。ただし、医師支援推進監にあつては、第4号及び第5号に掲げる事項のうち特命参事及び企画指導監に係るものを除く。

(1)～(16) [略]

(担当課長等共通専決事項)

第7条の3 本庁の特命参事、技術特命参事、担当課長及び特命課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(12) [略]

(室長、総括課長及び担当課長等の専決事項)

第8条 経営管理課の分掌事務につき、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

総務担当課長専決事項

(1)・(2) [略]

(3) 庁内の消耗備品及び消耗品の購入に関すること。

(4)～(8) [略]

[略]

2 職員課の分掌事務につき、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

人事研修担当課長専決事項

(1)～(5) [略]

(6) 職員(本庁の職員に係る。)の営利企業等の従事制限に関すること。

(7) [略]

[略]

3～5 [略]

(病院の長の専決事項)

第9条 病院の長が専決できる事項は、次に掲げるとおりとする

る。ただし、組織規程第4条第26項第24号の表の右欄に掲げる病院の長にあつては、第7号に掲げるものを除く。

(1)～(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

2 前項に定めるもののほか、特定病院の長は、組織規程第4条第26項第24号の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる病院に係る前項第7号に掲げる事項を専決することができる。

3 [略]

(事務局長の専決事項)

第11条 事務局長が専決できる事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、組織規程第4条第26項第24号の表の右欄に掲げる病院の事務局長にあつては、第6号、第8号、第10号、第12号及び第19号に掲げるものを除く。

(1)～(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) 人夫の雇用に関すること。

(11) [略]

(12) 令達された支出予算の範囲内で行う貯蔵品の購入並びに材料費、経費（医師確保対策費及び食糧費を除く。）、減価償却費、資産消耗費、患者外給食材料費及び雑損失（過年度未収金償却費を除く。）に係る支出負担行為及び支出命令に関すること。

(13)～(18) [略]

(19) 職員の児童手当受給資格等の認定に関すること。

(20) [略]

(21) [略]

2 前項に定めるもののほか、特定病院の事務局長は、組織規程第4条第26項第24号の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表

る。ただし、組織規程第4条第26項第24号の表の右欄に掲げる病院の長にあつては、第8号に掲げるものを除く。

(1)～(5) [略]

(6) 職員（第1号に定める職員に限る。）の営利企業等の
従事制限に関すること。

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

2 前項に定めるもののほか、特定病院の長は、組織規程第4条第26項第24号の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる病院に係る前項第8号に掲げる事項を専決することができる。

3 [略]

(事務局長の専決事項)

第11条 事務局長が専決できる事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、組織規程第4条第26項第24号の表の右欄に掲げる病院の事務局長にあつては、第7号、第9号及び第12号に掲げるものを除く。

(1)～(5) [略]

(6) 職員（第1号に定める職員に限る。）の営利企業等の
従事制限に関すること。

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) 令達された支出予算の範囲内で行う貯蔵品の購入並びに材料費、経費（医師確保対策費及び食糧費を除く。）、減価償却費、資産減耗費、患者外給食材料費及び雑損失（過年度未収金償却費を除く。）に係る支出負担行為及び支出命令に関すること。

(13)～(18) [略]

(19) [略]

(20) [略]

2 前項に定めるもののほか、特定病院の事務局長は、組織規程第4条第26項第24号の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表

の右欄に掲げる病院に係る前項第6号、第8号、第10号、第11号（診療契約利用料等に係るものに限る。）、第12号及び第19号に掲げる事項を専決することができる。

3・4 [略]

の右欄に掲げる病院に係る前項第7号、第9号、第11号（診療契約利用料等に係るものに限る。）及び第12号に掲げる事項を専決することができる。

3・4 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。